

○厚生労働省告示第三百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第ⅠのⅠ中(218)を(222)とし、(142)から(217)までを(146)から(221)までとし、(141)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145) デュラグルチド（遺伝子組換え）

別表第ⅠのⅠ中(140)を(143)とし、(12)から(139)までを(15)から(142)までとし、(11)を(13)とし、その次に次のように加える。

(14) イピリムマブ（遺伝子組換え）

別表第ⅠのⅠ中(10)を(11)とし、その次に次のように加える。

(12) アンチトロンビン ガンマ（遺伝子組換え）

別表第ⅠのⅠ中(9)を(10)とし、(3)から(8)までを(4)から(9)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) アスホターゼ アルファ（遺伝子組換え）